

高島市教育大綱（案）



平成 2 8 年 3 月 策 定
高 島 市

1 はじめに

(1) 教育大綱作成の趣旨

人口減少・少子高齢化に伴う人口構造の変化は、我が国の多くの自治体が直面する大きな課題です。この状況は本市においても例外ではなく、それに伴う影響を常に意識し、新たな視点、柔軟な発想、変化への対応力をもった街づくりが求められます。

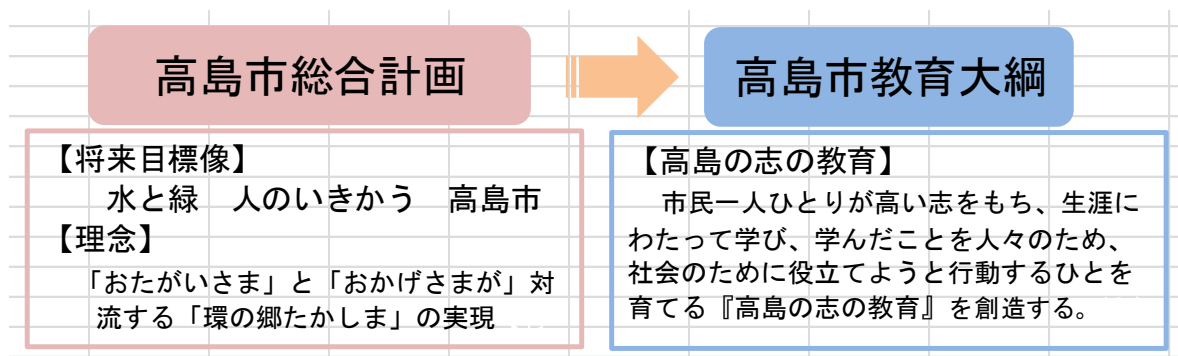
本市は平成17年1月1日に旧高島郡6町村が合併して誕生しました。合併協議により策定した「新市建設計画」に基づき、市の進むべき方向とその方策を明らかにするため、まちづくりの指針となる「高島市総合計画」を策定しました。

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正(平成27年4月1日施行)に伴い、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針「国の第2期教育振興基本計画」を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、同法第1条の4第1項に定める市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整したうえで策定するものです。

(2) 教育大綱の位置付け

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。高島市総合計画の基本構想の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本施策の方向性を示すものです。



(3) 大綱の実施期間

本大綱は、平成28年度から平成32年度までの5年間を実施期間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い状況に応じて適宜見直していくものとします。

平成(年度)	19~27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
高島市総合計画	高島市総合計画		第2期高島市総合計画									
高島市教育大綱		高島市教育大綱					第2期高島市教育大綱					

2 基本的方向性

- 子どもの確かな学力や豊かな心、健やかな体などの生きる力を育み、夢と希望を抱きながら、誇りと自信を持って生きてゆく子供を育てていくための学習環境の整備や教育課程の充実、小中一貫教育の充実などを図る。
- 豊かな自然や文化、郷土の先覚の教えを学ぶ地域に根差した教育を積極的に推進するとともに、人と人との絆づくりや豊かなコミュニケーションの場の充実を図る。
- 幼児から高齢者までの市民の多様なニーズに応えるため、様々な学習機会の場を整備し、広く社会教育、青少年教育、文化財の継承・活用、スポーツ振興等の充実を図る。

【重点目標】

生きる力を育む乳幼児教育・学校教育の充実

「生きる力」を育むことを基本理念に、生涯にわたって学び続け、充実した人生を送るための基礎づくりとして、乳幼児教育・学校教育の充実を図る。

明るい地域をつくる社会教育の推進

市民が、生涯を通じて、いつでも・どこでも・自由に学び、その成果を発揮できる社会づくりを推進し、まちづくりの基礎となるひとづくりに取り組む。

地域で育む青少年教育の推進

「自立力と社会力を持った心豊かな高島の青少年」を育む体制づくりと、「困難を有する子ども・若者」を地域社会全体で支えるための条件整備を図る。

地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用

貴重な文化財や伝統文化が多く存在する高島の特性を踏まえ、歴史・文化遺産を保存・継承するとともに、教育・観光等幅広い分野への活用を図る。

スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進

「だれもが・いつでも・気軽に」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現をめざして」を基本理念とした、「高島市スポーツ推進計画」を推進する。

教育環境の充実・向上

高島市学校規模適正化基本方針をもとに、子どもたちにとってよりよい環境を整備するとともに、安全で快適な学習環境の実現を図る。

3 重点目標達成のための方向性

生きる力を育む乳幼児教育・学校教育の充実

- ①高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムに基づき、家庭や地域と連携しながら乳幼児教育の充実を図る。
- ②乳幼児教育から学校教育への滑らかな接続を図り、子どもの発達段階や教育上の課題に応じた一貫性のある系統的・継続的な指導を行う。
- ③「学力向上アクションプラン」に基づき、個に応じたきめ細かな学習指導を行い、児童生徒の学力の向上を図る。
- ④自然体験活動や文化芸術活動を積極的に学校の教育活動に位置づけ、「マイスクール事業」として特色ある教育活動を推進する。
- ⑤子どもたちのコミュニケーション能力の育成を目指し、小中学校の連続性を重視した外国語教育を推進する。
- ⑥学校の教育環境にICTを導入し、児童生徒の学力向上を図る教科指導に努める。
- ⑦「高島市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域が連携を深め、市民総がかりで、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を推進する。
- ⑧様々な教育課題に対応できる組織的な対応力向上を目指し、職員の資質向上と人材育成を図る。

明るい地域をつくる社会教育の推進

- ①市民自らが、生活に即した文化的教養を高められる環境の醸成に向けて、社会教育を総合的に推進するとともに、市民が学び、その成果を生涯にわたり、活用できる社会を創出する。
- ②学校教育と社会教育が相乗的に機能するとともに、福祉施策との連携も視野に入れ、子どもたちの学びを支える。また、教育の原点である家庭が、子どもの「生きる力」を育む場として機能するよう、講座や研修会等を開催し、家庭の教育力の向上を目指す。
- ③「集まる、学ぶ、むすぶ」拠点として、公民館等社会教育施設の機能を充実し、地域の住民の学ぶ機会や課題解決に向けた活動を促進する。
- ④社会教育関係団体は、地域のマンパワーの源であり、組織や活動を再構築し、活性化を図るため積極的な支援を行う。
- ⑤「差別のない 住みよいまち 高島市」を目指し、市民の人権感覚を高め、学校・家庭・地域が連携して人権教育を推進する。
- ⑥「読書のまち高島 本の楽しみをすべての子どもに」をテーマに、子ども読書活動推進計画を推進する。
- ⑦市民会館は、優れた文化芸術に触れる機会を提供すると同時に、文化活動の発表の場として活用し、市民の参画と協働により、文化の振興を推進する。

- ⑧生涯学習の拠点施設として、市民の生涯学習を支援し、充実した図書館づくりを推進する。

地域で育む青少年教育の推進

- ①子どもたちの様々な自然体験活動や文化体験活動を充実し、夢と希望をもって積極的に社会参加できる自立力・社会力をもったたくましい青少年を育成する。
- ②地域で育む「高島こどもの宿」事業等、地域の大人と子どもたちが交流する機会をととして、地域全体で子どもを守り育てる体制を構築する。
- ③青少年団体の活動を支援することにより、生まれ育った地域への愛情と誇りを養い、ふるさとを守り育て、地域活性化の取り組みを推進する。
- ④青少年の問題行動・非行・犯罪や被害を未然に防止するために、地域のネットワーク機能を活かし、街頭補導活動、環境浄化活動、啓発活動、相談活動を行う。特に、ネット環境の急速な普及等に伴う新たな状況を踏まえて対策を講じる。
- ⑤困難を有する子ども・若者を中心に据え、地域のネットワーク機能を強化し、個々の状況を踏まえて、総合的な支援を行う。さらに、ライフサイクルを見通した支援の仕組みを構築する。

地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用

- ①市民の財産である文化財を適正に保存し、次世代へ継承していくため、収蔵施設の整備に努めるとともに、市内3資料館の統合・機能強化に向けての検討を進める。
- ②国の指定または選定を受けた清水山城館跡、池の沢庭園、市内3地域の重要な文化的景観等については、保存管理・整備・活用計画の策定を進め、適正な保護措置を図るとともに、観光振興部局との連携を進め、観光資源としての活用を図る。
- ③市内の文化財の存在や価値等を広く情報発信をするとともに、展示会・講演会・見学会等を開催し、多くの市民に地域の誇りとしての文化財の価値を認識してもらえる取り組みを進める。
- ④資料の発掘・調査・整理と資料館運営の充実を図る。

スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進

- ①スポーツ推進計画に基づき、運動のきっかけづくりとしてウォーキングを実施し、市民の健康づくりの増進を図るなど、毎年の実行計画を定め、目標達成に取り組む。
- ②老朽化した体育施設を、施設の長寿命化計画などに基づく年次計画を作成し、計画的に改修する。
- ③多くの市民がスポーツ大会にボランティアスタッフ等に関わることで、新たな大会の実施や継続的なイベントの実施が可能な運営体制の構築をめざす。
- ④現在行っているびわ湖高島栗マラソンの開催を通じて、地域の人との交流を深め地域づくりを推進するとともに、スポーツの振興を図る。
- ⑤国体など全国規模の大会誘致を通じて、市民の観る、触れる機会を増やし、スポーツの振興を図る。
- ⑥スポーツ推進の重要な担い手となる高島市体育協会の法人化に対する検討を行う。

教育環境の充実・向上

- ①少子化に伴う各学校区の児童生徒数の推移を注視し、保護者や地域住民の意見を踏まえて学校の適正配置に取り組む。
- ②経年による教育施設の老朽化に伴い、大規模改修工事や空調整備等を計画的に実施し、教育環境の整備を図る。
- ③学校給食において、地元の新鮮な農作物を提供することにより、地場産物の使用割合の向上を図るとともに、学校給食を食育の教材として活用を図る。